
川口市立南平児童センター 指定管理者募集要項

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 指定管理者の募集について..... | 1 |
| 1 募集の概要..... | 1 |
| 2 対象施設..... | 1 |
| 3 施設の目的..... | 2 |
| 4 児童センターの管理運営に関する基本的な考え方..... | 2 |
| 5 指定管理者が行う業務の概要..... | 2 |
| 6 業務実施に係る基本事項..... | 2 |
| 7 管理運営経費..... | 3 |
| 8 業務上の注意事項..... | 3 |
| 9 募集に関する事項..... | 4 |
| 10 説明会参加申し込み及び問い合わせ先..... | 5 |
| 11 応募者の資格..... | 5 |
| 12 申請書類..... | 6 |
| 13 応募における留意事項..... | 7 |
| 14 指定管理者の選定方法..... | 7 |
| 15 選定の基準と項目..... | 8 |
| 16 指定管理者に係る手続等..... | 9 |
| 17 児童センター利用者実績..... | 10 |
| 18 地域子育て支援拠点事業（連携型）利用者実績..... | 10 |

指定管理者の募集について

昭和52年4月に開所した川口市立南平児童センターの管理運営を行う指定管理者を下記の要領で募集します。

1 募集の概要

(1) 対象施設

川口市立南平児童センター

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが妥当でないと認める場合には、指定管理者の指定を取り消す場合があります。（地方自治法第244条の2第11項）

(3) 指定管理者の募集及び選定

指定管理者の募集及び選定は「川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づいて公募を行い「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議設置要綱」において設置される「子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会」（以下「専門委員会」という。）において、書類及びヒアリング等による審査を実施し、南平児童センターの設置目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を応募者の中から選定します。

選定後、指定管理者の指定は、川口市議会の議決を経て指定管理者として市長が指定します。

2 対象施設

(1) 名 称 川口市立南平児童センター

(2) 所在地 川口市末広3丁目7番21号

(3) 建物概要

※南平たたら荘・南平保健ステーションとの複合施設

| | |
|-------------------|-------------------------------------|
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建て |
| イ 敷地面積 | 1,322.37 m ² （全体） |
| ウ 延床面積 | 426.17 m ² （2階部分・入口階段含む） |
| エ 施設内内容 | |
| ・集会室(会議室及び母親クラブ室) | 92.36 m ² |
| ・遊戯室(軽い運動のできる部屋) | 42.66 m ² |
| ・図書室(児童書を設置) | 39.22 m ² |
| ・乳幼児室(乳幼児専用室) | 41.76 m ² |
| ・事務室(職員用) | 34.36 m ² |
| ・相談室(市相談員専用) | 30.24 m ² |

| | |
|---------------------|-----------------------|
| ・その他（入口階段、トイレ、倉庫など） | 145.57 m ² |
| 計 | 426.17 m ² |
| ・屋上広場（屋外用遊び場） | 203.95 m ² |

※施設の現況については、添付資料の図面と現況が異なる場合、現況を優先する。

3 施設の目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。

4 児童センターの管理運営に関する基本的な考え方

管理運営にあたり、次に掲げる考え方に沿い行うこととします。

（1）管理運営方針

児童に健全な遊びを与え、集団的、個別的に指導して児童の健康を増進し情操を豊かにするとともに、児童をとりまく保護者や地域の子育て力の向上など、児童の健全育成に関し地域の拠点となるよう努めるもの。

（2）成果の捉え方

児童センターの管理運営を通じ、児童健全育成を図るうえで必要と認められる事業を創意工夫の上、遊びを通じた児童の発達増進、安全で安心な児童の居場所としての機能、児童に関する問題の発生予防と早期発見及び対応、子育て家庭への支援、地域での子育て力の向上を成果とします。

5 指定管理者が行う業務の概要

児童センターの目的、管理に関する基本的な考え方等に基づき以下の業務を行うこととします。なお、詳細は仕様書をご参照ください。

- （1）児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導、その他児童の健全育成に必要な活動に関すること
- （2）児童センターの利用及び利用の許可等に関すること
- （3）施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕に関すること
- （4）その他必要な管理業務で、市長が特に認めるもの
- （5）上記に掲げるもののほか、仕様書に定める事項に関すること

6 業務実施に係る基本事項

（1）開所時間

午前9時から午後6時まで（ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。）

(2) 休所日

センターの休所日は次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更できる。

- 1 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)第2条に規定するこどもの日に当たる場合にあってはこの日を除き、この日が次項に規定する休所日に当たる場合にあってはこの日の翌日とする)
- 2 祝日法に規定する休日（祝日法第2条に規定するこどもの日を除く。）及び祝日法第2条に規定するこどもの日の翌日
- 3 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(3) 使用料

使用料は徴収しない

7 管理運営経費

児童センターの管理運営に要する経費として、選定された指定管理者と協議の上年額 28,710,000 円を上限に支払います。なお、消費税等変更があった際は、その都度市と協議します。

また、施設の大規模修繕費（1件税込み50万円を越えるもの）は市が直接執行するものとし、その他の事項については市と協議のうえ定めることとします。

なお、間接経費については必要に応じて管理運営経費として計上してください。

指定管理料積算上限（年額）：28,710,000 円

8 業務上の注意事項

指定管理者は、業務を行うにあたり、次に掲げる事項を遵守することとします。
なお、詳細につきましては仕様書をご参照ください。

- (1) 業務の遂行に関連する法令等
- (2) 会計区分
- (3) 租税公課
- (4) 指定管理者募集要項、業務仕様書、協定書、川口市長の指示等
- (5) 川口市の施策等への協力
- (6) 市及び関係機関との連絡調整
- (7) 業務の委託について
- (8) 個人情報の保護について
- (9) 情報公開について
- (10) 守秘義務について
- (11) 禁止事項について

- (12) 施設等の目的外利用について
- (13) 指定管理者の表示について
- (14) 管理運営規程について
- (15) その他について

9 募集に関する事項

(1) 募集要項の配布

令和7年6月4日（水）から青少年対策室のホームページに掲載。

(2) 説明会の開催

ア 日 時 令和7年6月12日（木） 13時30分

イ 場 所 川口市立南平児童センター

ウ 参加申込 令和7年6月11日（水）15時までに、青少年対策室あてメールにて参加申し込みをしてください。

(3) 募集要項等に関する質問及び回答

令和7年6月12日～6月19日の間、募集要項等に関する質問を受付けます。質問書（様式9）を川口市子ども部青少年対策室までメールにて送信ください。いただいた質問への回答は、令和7年6月26日（木）から川口市子ども部青少年対策室のホームページ上にて掲載します。

(4) 申請書類の提出について

令和7年7月4日（金）15時00分までに、申請書等関係書類（デジタルデータ等を含む）を添え川口市子ども部青少年対策室窓口までご持参ください。

(5) 募集から業務開始までのスケジュール

| | | |
|---|------------------------|-----------------------------|
| 1 | 募集要項等の配布（青少年対策室 HP にて） | 令和 7年 6月 4日(水) |
| 2 | 募集要項等に関する説明会及び現地説明会 | 令和 7年 6月12日(木) |
| 3 | 募集要項等に関する質問の受付 | 令和 7年 6月12日(木) ～6月19日(木) |
| 4 | 募集要項等に関する質問の回答 | 令和 7年 6月26日(木) |
| 5 | 指定申請書類の提出 | 令和 7年 6月 4日(水) ～7月4日(金) |
| 6 | 専門委員会による審査（プレゼンテーション） | 令和 7年 8月21日(木) |
| 7 | 審査結果通知 | 令和 7年 9月頃 |
| 8 | 指定管理者候補者選定及び評価会議による審査 | 令和 7年10月27日(月) |

| | | |
|----|----------------|---------------|
| 9 | 指定管理者の議決 | 令和 7年12月頃 |
| 10 | 指定管理者の指定・協定の締結 | 令和 8年 1月頃 |
| 11 | 選定結果の公表 | 令和 8年 3月頃 |
| 12 | 指定管理業務開始 | 令和 8年 4月1日(水) |

10 説明会参加申し込み及び問い合わせ先

川口市子ども部青少年対策室

〒332-0032 川口市中青木1丁目5番1号 市役所第二庁舎3階

E-mail 050.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

電話 048-258-1115 FAX 048-252-7776

時間 平日の午前8時30分から午後3時00分まで

11 応募者の資格

児童センターを児童健全育成の場として管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、川口市内に事務所や事業所を有し、福祉・教育事業の実績のある法人等とします。

※ただし、次に該当する法人等は、応募者となることはできないものとします。

- (1) 民間事業者等又はその代表者が次の税等を滞納したものの。
 - ・ 本市の市税、所得税又は法人税 等
 - ・ 本市の水道料金及び下水道使用料
 - ・ 消費税及び地方消費税
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されているもの。
- (3) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年を経過しない民間事業者等であるもの。ただし、その取消し等が民間事業者等の責めに帰すべき事由の場合に限る。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている民間事業者等であるもの。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う民間事業者等であるもの。
- (6) 暴力団又は川口市暴力団排除条例第2条（平成24年10月1日条例第52号）に掲げる暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある民間事業者等であるもの。
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしているもの。
- (8) 労働基準監督署から是正勧告を受け、必要な措置の実施について未報告であるもの。

(9) その他市長が不相当と認めるもの。

1 2 申請書類

(1) 申請書類

申請しようとするものは、次に掲げる書類もしくは、それに順ずる書類を書面及びデジタルデータと併せ提出するものとします。なお、手書きによる作成は認めません。

- 1 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（事業運営に関する質問書）
- 3 事業計画書（事業内容に関する質問書）
- 4 収支予算書
- 5 財務の状況を示す書類（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度のもの）
 - ①事業報告書
 - ②貸借対照表（令和4年度、令和5年度、令和6年度）
 - ③収支計算書（令和4年度、令和5年度、令和6年度）
 - ④財産目録（直近のもの）
- 6 団体及びその代表者に関する書類
 - ①定款又は寄附行為、規約、その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - ②法人の場合に限り登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行のもの。写しでも可）
 - ③法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）
（申請日前3か月以内に発行のもの。写しでも可）
 - * 法人以外の団体にあつては、代表者の申告所得税と消費税（地方消費税を含む）の納税証明書
 - * 未納の税額がないことの証明を要件としており、納税額等の証明は必要ない
 - ④市税等納付・納入状況調査同意書
 - * 法人以外の団体にあつては、代表者の同意書
 - ⑤従業員の服務及び給与に関する規定を記載した書類
 - ⑥労働環境調書
 - ⑦会計に関する規則や就業規則
 - ⑧前事業年度の監査に関する報告書
 - ⑨誓約書

(2) 申請書類の規格

- 1 「指定申請書（様式第1号）」 「事業計画書（事業運営に関する質問書）」 「事業計画書（事業内容に関する質問書）」 「応募法人等の概要及び現状等」 「収支計画書」については、Microsoft® Word 及びExcel 等のデジタルデータ（CD-R）を併せて提出してください。
 - * 必要書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。

- 2 提出書類の紙質等について特に指定はありません。規格は出来合いのパフレット等を除きA4版（縦型を原則）とし、A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込むものとします。使用文字は、MS 明朝、又はMS ゴシックを原則とします。
- 3 提出書類の作成にあたっては、文書による表現を基本とし、文書を補足するための表・図等を用いることもできます。

1 3 応募における留意事項

- (1) 申請1法人につき、事業計画書の提出は1組とし、複数の提案は認めません。
- (2) 提出された書類は、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認めません。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合や、募集要項に定める手続きを遵守しない場合は、失格とします。
- (4) 募集要項等の公開日以降、現地説明会等、市が提供する機会を除き、選考委員、川口市職員その他本件関係者に対して、本件提案に関する（質疑を含む）接触を禁止します。また、やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格とします。
- (5) 申請書類は、理由の如何を問わず返却不可とします。
- (6) 申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- (7) 提出された書類は、川口市情報公開条例（平成12年9月27日条例第49号）の対象となり情報公開の請求により、公開されることがあります。
- (8) 川口市が必要と認めるときには、追加書類の提出を求める場合があります。
- (9) 申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

1 4 指定管理者の選定方法

(1) 指定管理者選定方針

指定管理者の候補者の選定は提出された申請書に基づき、川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月25日条例第11号）第4条に定める選定基準に照らし、学識経験を有する者で構成する選定及び評価会議等において事前に意見を聴取した上で総合的に審査し、児童センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる者を応募者の中から選定します。

(2) 指定管理者候補者の選定方法

選定にあたっては、「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議」（以下「選定及び評価会議」という。）及び専門委員会を設置し、指定管理者の候補者及び第二位の候補者等を選定します。

選定後、川口市指定管理者候補者選定及び評価会議の審査を経た後、川口市議会の議決を経て、指定管理者として市長が指定します。

なお、指定管理者の候補者が協議により指定の合意に達しなかった場合や、指定後に取り消しになった場合については、第二位順位者と協議を行い、その後の議会での議決を経て指定することになります。

また、申請者が1者であっても選定及び評価会議及び専門委員会で審査し、指定管理者の候補者としての適否を判断し、委員合計総得点が6割以上に満たなかった際には再度公募を行います。

2者以上の総得点が同点であっても、5割を下回る評価項目があった事業者は次点扱いとします。なお、選定及び評価会議並びに専門委員会は非公開とします。

15 選定の基準と審査項目

(1) 審査基準

児童センターの目的・役割等を十分に理解し、児童健全育成の場として施設が適切に運営されるか。また、児童センター運営における運営理念・方針、運営法人等の経営、財産管理、事業実績等について、総合的な観点から審査を行う。

(2) 審査項目及び配点

評価項目は9分野26項目で、1項目5点満点の合計130点満点とする。

- 1 児童センターの運営方針について（配点10点）
 - ① 児童センターの運営を希望する理由
 - ② 児童センター運営の理念
- 2 児童センターを利用するものの平等な利用の確保について（配点5点）
 - ① 市民ニーズの把握と一般利用児童及び団体利用の対応
- 3 施設の効果の発揮について（配点10点）
 - ① 児童センターの設置目的を達成するための考え方と方策
 - ② 市民への関連情報の提供方法と関連組織との連携方策
- 4 管理運営を行う人的及び物的な能力について（配点15点）
 - ① 職員の専門知識や利用者への指導能力の育成
 - ② 質の向上に向けた取組み
 - ③ 苦情等の対応手法とリスクマネジメント
- 5 管理経費の縮減について（配点10点）
 - ① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法
 - ② 計画的かつ適正な収支計画
- 6 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導、その他児童の健全育成に必要な活動に関すること（配点40点）
 - ① 遊びによる子どもの育成
 - ② 子どもの居場所の提供
 - ③ 子どもが意見を述べる場の提供

- ④ 配慮を必要とする子どもへの対応
 - ⑤ 子育て支援の実施
 - ⑥ 重層的支援体制整備事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業に関する活動
 - ⑦ 地域における児童健全育成の環境づくり
 - ⑧ ボランティア等の育成と活動支援
- 7 子どもの安全対策・衛生管理に関すること（配点 25 点）
- ① 安全管理・ケガの予防
 - ② アレルギー対策
 - ③ 感染症対策
 - ④ 防災・防犯対策
 - ⑤ 衛生管理
- 8 児童センターと家庭・学校・地域との連携に関すること（配点 5 点）
- ① 家庭・学校・地域との連携
- 9 応募法人等の概要及び現状等（配点 10 点）
- ① 応募法人等の運営事業や福祉・教育施設運営の実績等
 - ② 応募法人の財務状況

1 6 指定管理者に係る手続等

（1）協定の締結

市長は、議会の議決後、指定期間に関する事項、市が支払うべき管理に要する費用に関する事項、公の施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項、業務の範囲に関する事項、管理の基準に関する事項等について協定を締結します。

（2）事務の引継ぎ

指定管理期間開始後、円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、前管理者と業務引継ぎを令和 8 年 3 月 3 1 日までに行っていただきます。

なお、業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者とし現指定管理法人等の負担となります。また、引継ぎに際しては、児童厚生施設としての性質に鑑み十分な引継ぎ期間を設けるものとします。

17 児童センター利用者実績

過去5年間の利用者実績につきましては、以下のとおりです。

| 利用者実績 | | | | | | |
|-------|---------|--------|--------|------|------|--------|
| 年度 | 総数 | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 一般 |
| 令和2年度 | 6,434人 | 2,764人 | 1,012人 | 199人 | 15人 | 2,444人 |
| 令和3年度 | 9,041人 | 3,870人 | 1,294人 | 140人 | 11人 | 3,726人 |
| 令和4年度 | 10,653人 | 4,520人 | 1,440人 | 176人 | 83人 | 4,434人 |
| 令和5年度 | 16,136人 | 6,542人 | 2,939人 | 208人 | 103人 | 6,344人 |
| 令和6年度 | 18,486人 | 6,132人 | 5,870人 | 515人 | 76人 | 5,893人 |

18 地域子育て支援拠点事業（連携型）利用者実績

過去5年間の利用者実績につきましては、以下のとおりです。

| 利用者実績 | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 年度 | 総数 | 幼児 | 保護者 |
| 令和2年度 | 1,690組 | 1,989人 | 1,725人 |
| 令和3年度 | 2,019組 | 2,252人 | 2,076人 |
| 令和4年度 | 2,320組 | 2,621人 | 2,399人 |
| 令和5年度 | 3,010組 | 3,454人 | 3,142人 |
| 令和6年度 | 2,830組 | 3,255人 | 3,005人 |